

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	A I 観光案内サービスに係る乗換案内情報提供業務
発注課	経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課
選定事業者	株式会社ティファナ・ドットコム
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、令和6年12月から地下鉄大通駅に設置予定のA I 観光案内サービスの運用にあたり、利用者に対する観光案内の一環として想定される公共交通機関の情報提供について、本体システムと連携した上で、即時に高精度な乗換案内情報を提供するものである。</p> <p>上記選定事業者は、A I 観光案内サービスの運用に係る公募型企画競争により選定し、導入開始に向けたシステム構築を進めているところであり、本業務の提供に際しても、上記システムに関する十分な知識・技能がなければ、本業務の履行に支障をきたす恐れがある。そのため、本業務の履行が可能な事業者は上記選定事業者に限られる。</p> <p>以上の事由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記選定事業者との特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号